

神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領

平成 24 年 9 月 13 日 行財政局長決定

最終改正 令和 7. 3. 29

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市が入札を行う工事請負契約について、総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に定めがない事項については、個別の公告、入札説明書、関係法令及び神戸市総合評価落札方式ガイドラインの規定による。

(定義)

第 2 条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 「技術資料」とは、技術提案もしくは企業の施工能力等、またはその両方をいう。

3 「WTO 型総合評価落札方式」（以下「WTO 型」という。）とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。）第 4 条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を対象として行うものをいい、予定価格 27 億 2 千万円以上の工事に適用する。

4 「標準型総合評価落札方式」（以下「標準型」という。）、「標準型（高度技術評価型）総合評価落札方式」（以下「高度技術評価型」という。）とは、技術提案及び企業の施工能力等を求めるものをいい、予定価格 5 億円以上の工事に適用する。

5 「簡易型（実績確認型）総合評価落札方式」（以下「実績確認型」という。）とは、企業の施工能力等のみで評価するものをいい、土木工事は予定価格 1 億 5 千万円以上、建築、プラント工事は予定価格 1 億円以上、建築設備工事は予定価格 5 千万円以上の工事に適用する。

6 「簡易型（社会貢献評価型）総合評価落札方式」（以下「社会貢献評価型」という。）とは、企業の施工能力等のうち、企業の実績等および地域貢献等の評価項目により評価するものをいい、市が指定する予定価格 5 千万円以下の工事に適用する。

(対象工事)

第 3 条 総合評価落札方式の対象となる工事は前条に定める方式により、技術資料と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

2 前項の規定による総合評価落札方式を適用する工事の決定に当たっては、別に定める神戸市工事請負総合評価委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取方法)

第 4 条 政令第 167 条の 10 の 2 第 4 項、第 5 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 に規定する学識経験を有する者の意見聴取は、個別面談の方法又は会議の方法により行うものとする。

(落札者決定基準)

第 5 条 政令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第 6 条 前条に規定する評価基準として、技術資料に係る評価項目及びその配点を設定する。

2 評価項目及びその配点は、工事の種類、規模、難易度、技術的工夫の余地等に応じて、WTO 型（別表 1）、標準型（別表 2）、高度技術評価型（別表 3）、実績確認型（別表 4）及び社会貢献評価型（別表 5）に掲げる項目及び配点の中から設定する。

3 評価基準の設定に当たっては、委員会の審議を経るものとする。

(評価の方法)

第7条 評価は、標準点（100 点）に入札者の技術資料に係る評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除いた価格。以下同じ。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）

（落札者の決定方法）

第8条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第10条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であって、低入札価格調査手続要綱（平成30年3月19日行財政局長決定。以下「低入札調査要綱」という。）第5条に規定する失格基準価格未満ではない価格であること。

(2) 技術評価点が標準点（100 点）以上であること。

(3) 第9条に規定する低入札価格調査を実施する場合は、同調査において履行可能と認められること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定するものとする。

（低入札価格調査）

第9条 総合評価落札方式を適用する工事の入札について、低入札調査要綱を適用する場合において、低入札調査要綱の規定中「最低価格入札者」とあるのは「評価値の最も高い者」と、「次順位者」とあるのは「評価値の次順位者」と読み替えるものとする。

2 実績確認型を適用する工事の入札について、低入札価格調査を実施する場合において市長が調査を行う内容は、低入札調査要綱第7条第1項ア、イ、ウ、ソ、タ及びチとする。

（技術資料の提出）

第10条 技術資料の提出様式は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 【WTO 型】技術資料提出書 | 様式第 9-1 号 |
| (2) 1. 技術提案 | 様式第 9-2 号 |
| (3) 【標準型】技術資料提出書 | 様式第 10-1 号 |
| (4) 1. 技術提案 | 様式第 10-2 号 |
| (5) 2. 企業の実績等 | 様式第 10-3 号 |
| (6) 3. 配置予定技術者の能力 | 様式第 10-4 号 |
| (7) 4. 地域貢献等 | 様式第 10-5 号 |
| (8) 【標準型（高度技術評価型）】技術資料提出書 | 様式第 11-1 号 |
| (9) 1. 技術提案 | 様式第 11-2 号 |
| (10) 2. 企業の実績等 | 様式第 11-3 号 |
| (11) 3. 配置予定技術者の能力 | 様式第 11-4 号 |
| (12) 4. 地域貢献等 | 様式第 11-5 号 |
| (13) 【簡易型（実績確認型）】技術資料提出書 | 様式第 12-1 号 |
| (14) 1. 企業の実績等 | 様式第 12-2 号 |
| (15) 2. 配置予定技術者の能力 | 様式第 12-3 号 |
| (16) 3. 地域貢献等 | 様式第 12-4 号 |
| (17) 【簡易型（社会貢献評価型）】技術資料提出書 | 様式第 13-1 号 |
| (18) 1. 企業の実績等 | 様式第 13-2 号 |
| (19) 2. 地域貢献等 | 様式第 13-3 号 |
| (20) 市内企業比率実績報告書 | 様式第 14-1 号 |
| (21) 元請および下請等一覧表 | 様式第 14-2 号 |

(22) 地元下請率実績報告書	様式第 15-1 号
(23) 下請等一覧表	様式第 15-2 号
(24) 市内企業比率報告書	様式第 16-1 号
(25) 元請および下請等一覧表	様式第 16-2 号
(26) 地元下請率報告書	様式第 17-1 号
(27) 下請等一覧表	様式第 17-2 号

(技術資料の評価)

第 11 条 提出のあった技術資料について、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行い、技術評価点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。

- 2 技術評価点の決定に当たっては、委員会の審議を経るものとする。
- 3 様式第 9-1 号、様式第 10-1 号、様式第 11-1 号、様式第 12-1 号、様式第 13-1 号が提出されない場合又は記載漏れがある場合、様式第 9-2 号、様式第 10-2 号、様式第 11-2 号が指定の枚数を超過する場合、様式第 10-4 号、様式第 11-4 号、様式第 12-3 号に配置予定技術者名を記入して提出しない場合又は 4 人以上を記名して提出した場合、技術資料に虚偽の記載がある場合、提出方法、目的、また一部であるか全部であるかを問わず、技術資料の提出が複数回あった場合、評価項目の加算点の合計がマイナスとなった場合、その他技術資料に関して適正な評価ができない場合、当該入札者は失格とする。

(入札結果の公表)

第 12 条 落札者決定の際の入札結果の公表は、別添 1 により行う。

(技術提案等の担保)

第 13 条 落札者が提出した技術資料のうち技術提案に記入した項目及び企業の施工能力等の月単位の週休 2 日達成確約、市内企業施工比率又は地元下請率の達成確約については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、加点しないと判断された項目については、履行義務としない。

- 2 前項の規定により履行義務とする項目については、落札者に対して書面により通知する。
- 3 契約の締結にあたり、前項の規定により履行義務と通知した項目については、契約図書の一部とする。
- 4 前項の規定により履行義務と通知した項目については、原則として設計変更等の対象としない。
- 5 第 2 項の規定により履行義務と通知した項目については、履行状況の検査を行う。この場合において、当該項目が不履行であるときは、落札者は書面によりその理由を申し出るものとする。
- 6 前項の場合において、不履行の理由が落札者の責によると認めるときは、委員会の審議を経て神戸市指名停止基準要綱に基づき指名停止を行い、その措置に基づき工事成績評定点から減点する。

(技術資料の保護)

第 14 条 提出のあった技術資料のうち、技術提案は、その採否に関わらず、公開にあたっては、提案者の意見を踏まえ、神戸市情報公開条例の趣旨に沿って公開内容を決定するものとする。

- 2 技術資料のうち、技術提案について、以降の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りではない。

(苦情の申立て)

第 15 条 入札者のうち、技術資料の評価について不服があるものは、市長に対して評価についての説明を求めることができる。

- 2 前項の申立ては、入札結果の公表の翌日から起算して 5 日（神戸市の休日を定める条例（平

成 3 年 3 月 条例第 28 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を含まない。) 以内に、書面により、市長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする（様式自由）。

- 3 苦情の申立てに対する回答その他苦情の申立てに関する事項は、神戸市工事請負契約に係る苦情処理手続要領（平成 15 年 2 月 10 日市長決定）第 5 条から第 16 条までの規定を準用する。

（施行細目の委任）

第 16 条 この要領の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

施行：平成 24.10.1、平成 25.4.1、平成 26.4.1、平成 26.10.1、平成 27.4.1
平成 28.4.1、平成 28.6.1、平成 29.4.1、平成 29.9.1、平成 30.4.1
平成 31.4.1、令和元.8.5 ただし、契約締結日が令和元年 9 月 30 日以前の案件の入札
書記載金額については、なお従前の例による。、令和元.9.24、令和 2.4.1
令和 2.10.1、令和 3.4.1、令和 4.4.1、令和 4.5.1、令和 4.10.1、令和 4.12.1
令和 5.4.1、令和 6.4.1、令和 7.4.1

別表 1

評価項目及び配点表

分類		評価項目	評価区分	配点	加算点
技術提案	1	総合的なコストの削減に関する項目	・評価については、現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 ・提案数は最大5つまでとし、5つを超える提案があった場合は失格とする。 ・評価項目1つにつき最低1提案以上を記載すること。 ・評価項目において要求項目や提案方法に関する記載がある場合は従うこと。	5提案×4点	20
	・	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目			
	技術提案	社会的要請への対応に関する項目			
加算点の合計				20	

評価項目及び配点表

分類		評価項目	評価区分	配点	加算点
技術提案	1	総合的なコストの縮減に関する項目	・ 評価については、現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	5提案 × 4点	20
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	・ 提案数は最大5つまでとし、5つを超える提案があった場合は失格とする。		
		社会的要請への対応に関する項目	・ 評価項目1つにつき最低1提案以上を記載すること。 ・ 評価項目において要求項目や提案方法に関する記載がある場合は従うこと。		
企業の施工能力等	2	SAS事故の有無	有	-1	32
			無	0	
		品質・環境への取組	ISO9001, 14001又はKEMSの認証を取得	1	
			ISO9001, 14001, KEMSのいずれかの認証を取得	0.5	
			ISO9001, 14001, KEMSのいずれも取得していない	0	
		同種工事の実績（神戸市）	80点以上	4	
			75点以上80点未満	3	
			70点以上75点未満	2	
			65点以上70点未満	1	
			65点未満又は実績無	0	
		工事成績評価60点未満の有無	無	0	
			有	-2	
		総合評価の履行義務違反	無	0	
			有	-2	
		神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	2	
			有	1	
			無	0	
		若手技術者育成の取組	有	1	
			無	0	
		月単位の週休2日達成確約 ^{※1}	達成予定	1	
			予定なし	0	
		ICT活用工事の実績 ^{※1}	神戸市 有	2	
			その他公共機関 有	1	
			無	0	
		社会的制約条件に配慮すべき工事の実績 ^{※1}	3件 有	3	
			2件 有	2	
			1件 有	1	
			無	0	

企業 の 施 工 能 力 等	3 ・ 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	技 術 者 の 実 績	い ず れ か 大 き い 方 を 加 算 点 と す る	【ア】、 【イ】 の 実 績	ア、 同 種 工 事 の 実 績	神戸市発注工事	80点以上	4
							75点以上80点未満	3
							70点以上75点未満	2
							65点以上70点未満	1
							65点未満又は実績無	0
			その他公共機関 発注工事	80点以上	2			
				70点以上80点未満	1			
				70点未満又は実績無	0			
			イ. 同じ工事区分又は建物機能に該当 する工事（神戸市）	80点以上	2			
				75点以上80点未満	1			
				75未満又は実績無	0			
		神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	3				
			認定 有	1.5				
			認定 無	0				
	専門分野の資格※2		資格 有	2				
			資格 無	0				
	CPDの取組		推奨単位取得	1				
		取得 無	0					
	4 ・ 地 域 貢 献 等	市内企業比率又は地元下請率の 達成確約※3	90%以上	2				
			80%以上90%未満	1.5				
			70%以上80%未満	1				
			70%未満	0				
		市内企業比率又は地元下請率の実績※1※3	90%以上	2				
			80%以上90%未満	1.5				
			70%以上80%未満	1				
			実績 無	0				
		災害協定の締結	有	1.5				
			無	0				
		災害復旧工事等の実績	複数 有	1				
			1件 有	0.5				
			無	0				
	社会貢献の取組（最大3つまで評価）	①障害者雇用	0.5					
		②協力雇用主	0.5					
		③男女共同参画の取組	0.5					
		④消防団協力事業所認定	0.5					
		⑤CCUSの導入	0.5					
		無	0					
加算点の合計								52

※1：土木工事のみ対象とする。

※2：工事により要求しない場合有り。

※3：工事により市内企業比率、地元下請率のいずれかを指定する。

注）評価項目の加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

評価項目及び配点表

分類		評価項目	評価区分	配点	加算点
技術提案	1	総合的なコストの縮減に関する項目	・評価については、現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 ・提案数は最大5つまでとし、5つを超える提案があった場合は失格とする。 ・評価項目1つにつき最低1提案以上を記載すること。 ・評価項目において要求項目や提案方法に関する記載がある場合は従うこと。	5提案 ×4点	20
	・	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目			
	提案	社会的要請への対応に関する項目			
企業の施工能力等	2	SAS事故の有無	有	-1	27
			無	0	
		品質・環境への取組	ISO9001, 14001又はKEMSの認証を取得	1	
			ISO9001, 14001, KEMSのいずれかの認証を取得	0.5	
			ISO9001, 14001, KEMSのいずれも取得していない	0	
		同種工事の実績	80点以上	4	
			75点以上80点未満	3	
			70点以上75点未満	2	
			65点以上70点未満	1	
			65点未満又は実績なし	0	
		工事成績評価60点未満の有無	無	0	
			有	-2	
		総合評価の履行義務違反	無	0	
			有	-2	
		神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	2	
			有	1	
			無	0	
		若手技術者育成の取組	有	1	
			無	0	
		月単位の週休2日達成確約※1	達成予定	1	
			予定なし	0	
		ICT活用工事の実績※1	有	2	
			無	0	

企業 の 施 工 能 力 等	3 ・ 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	同種工事の実績	80点以上	4	
			75点以上80点未満	3	
			70点以上75点未満	2	
			65点以上70点未満	1	
			65点未満又は実績無し	0	
		神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	3	
			認定 有	1.5	
			認定 無	0	
		専門分野の資格※2	資格 有	2	
			資格 無	0	
	CPDの取組	推奨単位取得	1		
		取得 無	0		
	4 ・ 地 域 貢 献 等	地元下請率の達成確約	90%以上	2	
			80%以上90%未満	1.5	
			70%以上80%未満	1	
			実績 無	0	
		災害協定の締結	有	1.5	
			無	0	
		災害復旧工事等の実績	複数 有	1	
			1件 有	0.5	
			無	0	
		社会貢献の取組（最大3つまで評価）	①障害者雇用	0.5	
			②協力雇用主	0.5	
			③男女共同参画の取組	0.5	
			④消防団協力事業所認定	0.5	
			⑤CCUSの導入	0.5	
			無	0	
加算点の合計				47	

※1：土木工事のみ対象とする。

※2：工事により要求しない場合有り。

注）評価項目の加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

評価項目及び配点表

分類	評価項目	評価区分	配点	加算点
企業 の 施 工 能 力 等	SAS事故の有無	有	-1	36
		無	0	
	品質・環境への取組	ISO9001, 14001又はKEMSの認証を取得	1	
		ISO9001, 14001, KEMSのいずれかの認証を取得	0.5	
		ISO9001, 14001, KEMSのいずれも取得していない	0	
	同種工事の実績（神戸市）	80点以上	4	
		75点以上80点未満	3	
		70点以上75点未満	2	
		65点以上70点未満	1	
		65点未満又は実績無	0	
	工事成績評定60点未満の有無	無	0	
		有	-2	
	総合評価の履行義務違反	無	0	
		有	-2	
	神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	2	
		有	1	
		無	0	
	若手技術者育成の取組	有	1	
		無	0	
	月単位の週休2日達成確約※1	達成予定	1	
		予定なし	0	
	ICT活用工事の実績※1	神戸市 有	2	
		その他公共機関 有	1	
		無	0	
	社会的制約条件に配慮すべき工事の実績※1	3件 有	3	
		2件 有	2	
		1件 有	1	
		無	0	

企業 の 施 工 能 力 等	2 ・ 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	技術者の実績	【ア】、 【イ】の い ず れ か 大 き い 方 を 加 算 点 と す る	ア、同種工事 の実績、 条件①、 条件②	神戸市発注工事 (条件①)	80点以上	4	
						75点以上80点未満	3	
						70点以上75点未満	2	
						65点以上70点未満	1	
						65点未満又は実績無し	0	
					その他公共機関発注工 事	80点以上	2	
						70点以上80点未満	1	
						70点未満又は実績無し	0	
					神戸市発注工事※2 (条件②)	80点以上	4	
						75点以上80点未満	3	
						70点以上75点未満	2	
						65点以上70点未満	1	
						65点未満又は実績無し	0	
					その他公共機関発注工 事※2	80点以上	2	
						70点以上80点未満	1	
						70点未満又は実績無し	0	
					イ、同じ工事区分又は建物機能に該当する 工事（神戸市）	80点以上	2	
						75点以上80点未満	1	
						75未満又は実績無し	0	
		神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	3				
			認定 有	1.5				
			認定 無	0				
			専門分野の資格※2	資格 有	2			
				資格 無	0			
			CPDの取組	推奨単位取得	1			
				取得 無	0			
		3 ・ 地 域 貢 献 等	市内企業比率又は地元下請率の達成確約※3	90%以上	2			
	80%以上90%未満			1.5				
	70%以上80%未満			1				
	70%未満			0				
	市内企業比率又は地元下請率の実績※1※3		90%以上	2				
			80%以上90%未満	1.5				
			70%以上80%未満	1				
			実績 無	0				
	災害協定の締結		有	1.5				
			無	0				
	災害復旧工事等の実績		複数 有	1				
			1件 有	0.5				
			無	0				
	社会貢献の取組（最大3つまで評価）		①障害者雇用	0.5				
			②協力雇用主	0.5				
			③男女共同参画の取組	0.5				
			④消防団協力事業所認定	0.5				
			⑤CCUSの導入	0.5				
	無		0					
	加算点の合計							

※1：土木工事のみ対象とする。

※2：工事により要求しない場合有り。

※3：工事により市内企業比率、地元下請率のいずれかを指定する。

注）評価項目の加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

評価項目及び配点表

分類		評価項目	評価区分	配点	加算点	
企業の実績等 ・ 企業の施工能力等	1 ・ 企業の実績等	品質・環境への取組	ISO9001, 14001又はKEMSの認証を取得	2	24	
			ISO9001, 14001, KEMSのいずれかの認証を取得	1		
			ISO9001, 14001, KEMSのいずれも取得していない	0		
		同種工事の実績（神戸市）	80点以上	4		
			75点以上80点未満	3		
			70点以上75点未満	2		
			65点以上70点未満	1		
			65点未満又は実績無	0		
			神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有		2
				有		1
		無		0		
		若手技術者育成の取組	有	2		
			無	0		
		月単位の週休2日達成確約	達成予定	1		
			予定なし	0		
	2 ・ 地域貢献等	市内企業比率の達成確約	90%以上	3		
			80%以上90%未満	2		
			70%以上80%未満	1		
			実績 無	0		
		社会貢献の取組（最大5つまで評価）	①障害者雇用	2		
			②協力雇用主	2		
			③男女共同参画の取組	2		
			④消防団協力事業所認定	2		
			⑤CCUSの導入	2		
			無	0		
加算点の合計				24		

注) 評価項目の加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

別添 1

開札結果（WTO型・標準型・標準型（高度技術評価型）・簡易型（実績確認型／社会貢献評価型）総合評価落札方式）

〔契約番号〕 工事名	
入札日	
開札日	
入札方式	
指名・参加者数	
決定方式	
決定金額（税抜）	
予定価格（税抜）	
調査基準価格（税抜）	
失格基準価格（税抜）	
契約の相手方	

入札者	標準点 ①	加算点 ②	技術評価点 ①+②=③	入札金額（税抜） ④	評価値 ③／④	結果
	100			円		落札
	...			円		
	...			円		

加算点②（WTO型総合評価落札方式）

入札者	技術提案			加算点②
	1. 技術提案			
	総合的なコスト削減に関する項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	社会的要請への対応に関する項目	

加算点②（標準型総合評価落札方式）

[illegible]

※ア、イのいずれか大きい方を加算点とする。

加算点②（標準型（高度技術評価型）総合評価落札方式）

[illegible]

加算点②（簡易型（実績確認型）総合評価落札方式）

入札者	企業の施工能力等																						加算点②
	1. 企業の実績等												2. 配置予定技術者の能力					3. 地域貢献等					
													技術者の実績										
													ア	イ	※								
	S A S 事故の有無	品質・環境への取組	同種工事の実績（神戸市）	工事成績評価60点未満の有無	総合評価の履行義務違反	神戸市優良工事認定の実績	若手技術者育成の取組	月単位の週休2日達成確約	I C T 活用工事の実績	社会的制約条件に配慮すべき工事の実績	同種工事の実績（条件①）	同種工事の実績（条件②）	同じ工事区分又は建物機能に該当する工事（神戸市）	技術者の実績（合計）	神戸市優良工事認定の実績	専門分野の資格	C P D の取組	市内企業比率又は地元下請率の達成確約	市内企業比率又は地元下請率の実績	災害協定の締結	災害復旧工事等の実績	社会貢献の取組	

※ア、イのいずれか大きい方を加算点とする。

加算点②（簡易型（社会貢献評価型）総合評価落札方式）

入札者	企業の施工能力等							加算点②
	1. 企業の実績等						2. 地域貢献等	
	品質・環境への取組	同種工事の実績（神戸市）	神戸市優良工事認定の実績	若手技術者育成の取組	月単位の週休2日達成確約	市内企業比率の達成確約	社会貢献の取組	